

## 山辺町移住支援金申請要件項目チェックリスト

### ■ 共通チェック項目

- 転入する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上東京 23 区又は東京圏に在住し、東京 23 区へ通勤していたこと。
- 町に転入する直前に、連続して 1 年以上東京 23 区内又は東京圏に在住し、東京 23 区へ通勤していたこと。※東京 23 区への通勤期間は、町に転入する 3 カ月前までとする。
- 申請時において、転入後 1 年以内であること。
- 5 年以上、町に継続して居住する意思があること。
- 反社会勢力等でないこと。
- 原則、日本人であること。外国人にあたっては出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者※」いずれかの在留資格を有すること。
- 過去 10 年以内に申請者、世帯員として移住支援金を受給していないこと。※移住支援金を全額返還した場合、過去申請時に 18 歳未満の世帯員だったものが 5 年以上経過し、18 歳以上となった場合は除く。

---

### □ 就業（一般）に関する項目

- 勤務地が東京圏以外または東京圏内の条件不利地域であること。
- 就業先が、山形県が移住支援金の対象として設置したマッチングサイトに掲載している求人であること。
- 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載された移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の申請時において当該法人に連続して 3 か月以上在職していること。
- 求人への応募日が、マッチングサイトに掲載された日以降であること。
- 当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※特別永住者：日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法により定められている者

**就業（専門人材）に関する項目**

- プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したものであること。
- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において当該法人に連続して 3 か月以上在職していること。
- 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

**就業（テレワーク）**

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- 町でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に勤務しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活かした取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

**関係人口に関する要件**

（1）支給対象者の要件（下記いずれかに該当すること）

- 町に通算 3 年以上、居住又は通勤、通学したことのある者。
- 町に転入する以前に、町に対してふるさと納税の実績がある者。

（2）地域の担い手確保の要件（下記いずれかに該当すること）

- 農林水産業に就業する者。
- 家業等を継承する者。
- 町や学校、地域づくり団体等が関わる町の魅力発信及び地域活性化に資する活動に従事する意向がある者。

**起業に関する要件**

- 起業支援金の交付決定を受けていること